

大和市告示第27号

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年6月18日

大和市長 大 木 哲

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定こども園整備事業費補助金交付要綱（平成26年大和市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成29年度保育所等整備交付金交付要綱（平成29年3月31日厚生労働省発雇児0331第6号厚生労働事務次官通知「平成29年度保育所等整備交付金の交付について」別紙。以下「国整備要綱」という。）、平成29年度保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成29年8月3日厚生労働省発子0803第2号厚生労働事務次官通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙。以下「国要綱」という。）」を「保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日厚生労働省発子0508第1号厚生労働事務次官通知「保育所等整備交付金の交付について」別紙。以下「国整備要綱」という。）、保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知「保育対策総合支援事業費補助金の国庫補助について」別紙。以下「国要綱」という。）」に改める。

第3条及び第5条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第12条第1項中「5年間」を「10年間」に改める。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（様式）

第13条 この要綱の規定により使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第13条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書	第10条

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。